（指定検疫物）

第四十五条　法第三十七条第一項の指定検疫物は、次のとおりとする。

一　次に掲げる動物及びその死体

イ　（略）

ロ　鶏、うずら、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちようその他のかも目の鳥類（以下「かも類」という。）（これらの初生ひなであつて、農林水産大臣が定める要件に該当し、かつ、家畜防疫官の指示に従いその輸入に係る港又は飛行場の区域外に移動しないでそのまま輸出されるものを除く。）

ハ～ホ　（略）

二　鶏、うずら、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥及びかも類の卵

三～八　（略）

（動物の輸入に関する届出）

第四十七条の二　法第三十八条の二第一項の指定検疫物たる動物で農林水産大臣の指定するものは、次のとおりとする。

一　（略）

二　鶏、うずら、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥及びかも類

三　（略）

（検査のための係留期間）

第五十条　法第四十条第一項若しくは第二項又は第四十五条の検査は、係留して行うものとし、係留期間は、次の表の上欄に掲げる種類の動物（次項の表の上欄に掲げる動物に該当するものを除く。）につき、それぞれ次の表の下欄に定めるとおりとする。ただし、輸出の場合における係留期間について、輸入国政府がその輸入に当たり、同欄に定める期間を超える係留期間を必要としている動物にあつては、当該必要としている係留期間とする。

動物の種類	輸入又は輸出の際の係留期間
（略）	（略）
三　鶏、うずら、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥及びかも類	十日（初生ひなの輸入の場合は十四日、輸出の場合は二日）
（略）	（略）

2～6　（略）

（適用除外となる病原体）

第五十六条の三十四　法第四十六条の二十二第一号の農林水産省令で定める病原体は、次に掲げるものとする。

一～三　（略）

四　生物学的製剤（動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）第二百十三条第四号の生物学的製剤に限る。）又は再生医療等製品（同令第二百十四条各号の再生医療等製品に限る。）に含まれている病原体

五　（略）

（指定検疫物）

第四十五条　法第三十七条第一項の指定検疫物は、次のとおりとする。

一　次に掲げる動物及びその死体

イ　（略）

ロ　鶏、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちようその他のかも目の鳥類（以下「かも類」という。）（これらの初生ひなであつて、農林水産大臣が定める要件に該当し、かつ、家畜防疫官の指示に従いその輸入に係る港又は飛行場の区域外に移動しないでそのまま輸出されるものを除く。）

ハ～ホ　（略）

二　鶏、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥及びかも類の卵

三～八　（略）

（動物の輸入に関する届出）

第四十七条の二　法第三十八条の二第一項の指定検疫物たる動物で農林水産大臣の指定するものは、次のとおりとする。

一　（略）

二　鶏、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥及びかも類

三　（略）

（検査のための係留期間）

第五十条　法第四十条第一項若しくは第二項又は第四十五条の検査は、係留して行うものとし、係留期間は、次の表の上欄に掲げる種類の動物（次項の表の上欄に掲げる動物に該当するものを除く。）につき、それぞれ次の表の下欄に定めるとおりとする。ただし、輸出の場合における係留期間について、輸入国政府がその輸入に当たり、同欄に定める期間を超える係留期間を必要としている動物にあつては、当該必要としている係留期間とする。

動物の種類	輸入又は輸出の際の係留期間
（略）	（略）
三　鶏、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥及びかも類	十日（初生ひなの輸入の場合は十四日、輸出の場合は二日）
（略）	（略）

2～6　（略）

（適用除外となる病原体）

第五十六条の三十四　法第四十六条の二十二第一号の農林水産省令で定める病原体は、次に掲げるものとする。

一～三　（略）

四　生物学的製剤（動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）第二百十三条第一項第四号の生物学的製剤に限る。）又は再生医療等製品（同令第二百十四条第一項各号の再生医療等製品に限る。）に含まれている病原体

五　（略）